

参考資料

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 八 略

九 警察の職員 警察官 一、六五七人

その他の職員 二九五五人

(階級別定員は、別表のとおりとする。)

この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百五十七人を超えない範囲内で巡査の定員を増加することができる。

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補	計
定員(人)	七七	一五八	九三三 (巡査部長を含む)	五〇〇
			巡査	一、六五七

改正前

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 八 略

九 警察の職員 警察官 一、六四七人

その他の職員 二九五五人

(階級別定員は、別表のとおりとする。)

この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百四十七人を超えない範囲内で巡査の定員を増加することができる。

十 略

別表(第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補	計
定員(人)	七七	一五七	九一六 (巡査部長を含む)	四九七
			巡査	一、六四七

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例(昭和四十一年佐賀県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「佐賀県条例第一号」の下に「。以下「職員給与条例」という。」を加える。

第三条第一項を次のように改める。

税務手当は、税務主務課又は県税事務所に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)が県税の賦課又は徴収に関する業務に従事したときに支給する。

第三条第二項中「勤務一月につき二万六千円」を「業務に従事した日一日につき七百円」に改める。

第四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項を次のように改める。

2 教務手当は、前項のほか、消防学校に勤務する職員が消防に関する教育訓練のうち人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

第四条に次の一項を加える。

3 前二項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 第一項の手当の額 勤務一月につき二万四千四百円

二 前項の手当の額 業務に従事した日一日につき七百二十円

第六条第一項中「中央児童相談所」の下に「、婦人相談所」を加え、「次に掲げる職員で福祉に関する業務に従事したものを」「職員(職員給与条例第七条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。)」が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「勤務一月につき一万二千八百円」を「業務に従事した日一日につき六百円」に改める。

◎佐賀県条例第三号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
参考資料

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

(目的)

(目的)

第一条 この条例は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「職員給与条例」という。)第十一条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

第一条 この条例は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十一条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 略

2 略

(勤務手当)

(勤務手当)

第三条 勤務手当は、税務主務課又は県税事務所に勤務する職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)が県税の賦課又は徴収に関する業務に従事したときに支給する。

第三条 勤務手当は、次に掲げる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に支給する。

- 一 税務主管課に勤務する職員で自動車税及び自動車取得税の賦課又は徴収に関する事務に従事したもの
- 二 県税事務所に勤務する職員で県税の賦課又は徴収に関する事務に従事したもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき七百円を超えてはならない。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき二万六千円を超えてはならない。

(教務手当)

(教務手当)

第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

第四条 教務手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 消防学校に勤務する職員で消防に関する訓練指導に従事したもの

一五 略

二六 略

2 教務手当は、前項のほか、消防学校に勤務する職員が消防に関する教育訓練のうち

2 前項の手当の額は、勤務一月につき二万四千四百円を超えてはならない。

人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

3 前二項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を超えてはならない。

- 一 第一項の手当の額 勤務一月につき二万四千四百円

二 前項の手当の額 業務に従事した日一日につき七百二十円

(社会福祉業務手当)

第六条 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、中央児童相談所、婦人相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する職員(職員給与条例第七条に規定する給料の調整額の支給を受ける者を除く。)が、福祉に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

(社会福祉業務手当)

第六条 社会福祉業務手当は、保健福祉事務所、身体障害者更生相談所、中央児童相談所又は知的障害者更生相談所に勤務する次に掲げる職員で福祉に関する業務に従事したものに支給する。

- 一 社会福祉主事及び査察指導員並びにこれらと同種の職務を行う者
- 二 身体障害者福祉司
- 三 児童福祉司
- 四 知的障害者福祉司

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六百円を超えてはならない。

2 前項の手当の額は、勤務一月につき一万二千八百円を超えてはならない。

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第四号

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第九号の二中「佐賀市」を「佐賀市 武雄市」に改め、同表第二十七号中「佐賀市」を「佐賀市 唐津市」に改め、同表第二十七号の四中「武雄市 小城市」を「多久市 伊万里市 武雄市 小城市 みやき町 玄海町」に改める。

第二条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号の三中「鳥栖市」を「唐津市 鳥栖市 多久市」に、「武雄市」を「武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町」に改め、同表第三号の三中「佐賀市」を「佐賀市 嬉野市」に改める。

第三条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号の三中「唐津市」を「佐賀市 唐津市」に改める。

第四条 佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号の三中「小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町」を「鹿島市 小城市 嬉野市 神崎市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町」に改める。

(佐賀県小規模水道条例の一部改正)

第五条 佐賀県小規模水道条例(昭和三十五年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条の表以外の部分中「鹿島市の」を「武雄市及び鹿島市の」に、「鹿島市が」を「当該市がそれぞれの区域内に」に改め、同条の表中「鹿島市長」を「武雄市長 鹿島市長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年七月一日から、第三条の規定は同年九月一日から、第四条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定の施行の際、同条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例第二条の表第九号の二、第二十七号及び第二十七号の四の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)で現にその効力を有するもの又は第一条の規定の施行の前日に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分等又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第二条、第三条及び第四条の規定の施行の前日に、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第三条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分等については、それぞれ同日以後においても、知事がするものとする。

4 第五条の規定による改正後の佐賀県小規模水道条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第十四条の規定により武雄市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、第五条の規定の施行の前日に知事若しくは梓藤保健所長がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は同日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、同日以後における改正後の条例の規定の適用については、武雄市長がした処分等又は武雄市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

参考資料

第一条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事 務	市町又は広域連合	事 務	市町又は広域連合
一〇九 略	佐賀市 武雄市 鹿島市	一〇九 略	佐賀市 鹿島市
九の二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く)イ〜リ 略	佐賀市 唐津市	九の二 水道法(昭和三十三年法律第七十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの(市町が設置する専用水道又は簡易専用水道に係る事務を除く)イ〜リ 略	佐賀市
九の三〜二六 略		九の三〜二六 略	
二十七 住宅地区改良法(昭和十五年法律第八十四号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるものイ〜二 略	佐賀市 唐津市	二十七 住宅地区改良法(昭和十五年法律第八十四号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるものイ〜二 略	佐賀市
二十七の二・二十七の三 略		二十七の二・二十七の三 略	
二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるものイ・ロ 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 みやき町 玄海町 有田町 白石町	二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるものイ・ロ 略	唐津市 鳥栖市 武雄市 小城市 有田町 白石町
二十八 略		二十八 略	

第二条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	

改 正 後		改 正 前	
事 務	市町又は広域連合	事 務	市町又は広域連合
一・一の二 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町	一・一の二 略	鳥栖市 伊万里市 武雄市
一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く)イ〜チ 略	佐賀市 嬉野市	一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く)イ〜チ 略	佐賀市
一の四〜二八 略		一の四〜二八 略	

第三条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事 務	市町又は広域連合	事 務	市町又は広域連合
一・一の二 略	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町	一・一の二 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町
一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く)イ〜チ 略	佐賀市 唐津市	一の三 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号、以下この号において「法」という)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に知事が定めるものを除く)イ〜チ 略	唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町
一の四〜二八 略		一の四〜二八 略	

第四条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>		<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	
事	市町又は広域連合	事	市町又は広域連合
一・一の二略	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町 江北町 白石町 太良町	一・一の二略	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 小城市 嬉野市 みやき町 玄海町 太良町
一の四～二十八略		一の四～二十八略	

第五条(佐賀県小規模水道条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(事務処理の特例)</p> <p>第十四条 武雄市及び鹿島市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当該市がそれぞれの区域内に小規模水道を設置する場合を除き、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(事務処理の特例)</p> <p>第十四条 鹿島市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、鹿島市が小規模水道を設置する場合を除き、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
事	鹿島市長	事	鹿島市長
一	当該施設を管轄する保健所	一	当該施設を管轄する保健所
二	武雄市長	二	鹿島市長
三	鹿島市長	三	鹿島市長
四	鹿島市長	四	鹿島市長
五	鹿島市長	五	鹿島市長

<p>第八条第二項、第九條、第十條、第十一條、第十二條及び第十三條</p>	<p>知事</p> <p>武雄市長 鹿島市長</p>	<p>第八条第二項、第九條、第十條、第十一條、第十二條及び第十三條</p>	<p>知事</p> <p>鹿島市長</p>
---------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------------	-----------------------

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成十九年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第五号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第四百四十六号の四の次に次の三号を加える。

<p>四百四十六の五 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p>	<p>届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出証明書交付手数料</p>	<p>三千六百元</p>	<p>届出のとき</p>
<p>四百四十六の六 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第三条の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p>	<p>変更届出があったことを証する書面の交付を受けようとする者</p>	<p>届出証明書(変更)交付手数料</p>	<p>千五百円</p>	<p>変更届出のとき</p>
<p>四百四十六の七 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号) 第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>届出があったことを証する書面の再交付を受けようとする者</p>	<p>届出証明書再交付手数料</p>	<p>千円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

別表第一第四百五十三号を次のように改める。

<p>四百五十三 道路交通法第八十九条の規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の実施</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験を受けようとする者</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許試験手数料</p>	<p>イ 道路交通法第九十七条の二第一項第二号又は第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 千八百五十円 ロ 道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 二千円 ハ 道路交通法第九十七条の規定の適用を受けない場合 四千九百五十円(公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合) 又は、八千六百五十円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
--	---------------------------------------	------------------------------	--	-----------------

別表第一第四百五十四号の次に次の一号を加える。

<p>四百五十四の二 道路交通法第八十九条の規定に基づく特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第四百六十七号までにおいて同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは</p>	<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者</p>	<p>特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料</p>	<p>イ 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合 二千円 ロ 道路交通法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合 二千九百五十円</p>	<p>受験申込みのとき</p>
--	---	--	--	-----------------

牽引第二種免許に係る試験の実施

<p>円(公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合) 又は、四千六百円</p>	<p>円(公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受けようとする者) 又は、四千六百円</p>
---	--

別表第一第四百五十五号の二中「大型自動車第二種免許」の下に、「中型自動車第二種免許」を加え、同号のイ中「二千円」を「二千円」に改め、同号のロ中「四千四百五十円」を「四千五百円」に、「六千六百五十円」を「七千七百円」に改め、同表第四百五十六号のイ中「二千五百円」を「二千円」に改め、同号のロ中「千七百円」を「千六百五十円」に改め、同号のハ中「三千三百円」を「三千四百円」に、「四千四百円」を「四千七百五十円」に改め、同表第四百五十六号の二中「大型自動車仮運転免許」の下に「又は中型自動車仮運転免許」を、「大型自動車運転免許」の下に「又は中型自動車運転免許」を加え、「二千五百五十円」を「三千九百五十円」に、「三千六百五十円」を「七千六百五十円」に改め、同表第四百五十七号中「二千八百円」を「三千三百五十円」に改め、同表第四百六十二号の次に次の一号を加える。

<p>四百六十二の二 道路交通法第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者</p>	<p>大型自動車免許又は中型自動車免許技能検定員審査手数料</p>	<p>二万四千七百円。ただし、次に掲げる者であつては、二万四千七百円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者(トに掲げる者を除く) ロ 自動車の運転技能に関する</p>	<p>審査申請のとき</p>
--	---	-----------------------------------	--	----------------

別表第一第四百六十四号中「二万四千七百五十円」を「二万四千百円」に改

<p>る観察及び探 点の技能の審 査を免除され る者(トに掲 げる者を除く) 七千五百円</p>	<p>ハ 道路交通法 第百八条の二 十八第四項に 規定する教則 の内容となつ ている事項の 審査を免除さ れる者(チに 掲げる者を除 く。)二千百 五十円</p>	<p>ニ 自動車教習 所に関する法 令についての 知識の審査を 免除される者 (チに掲げる 者を除く。) 二千五百円</p>	<p>ホ 技能検定の 実施に関する 知識の審査を 免除される者 二千二百円</p>	<p>ヘ 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識の審査を 免除される者 二千二百円</p>	<p>ト イ及びロに 規定する審査 のいすれをも 免除される者 一万四千九 百五十円</p>	<p>チ ハ及びニに 規定する審査 のいすれをも 免除される者 四千六百円</p>
--	---	--	---	--	--	---

め、同号のイ中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号のロ中「二
千四百五十円」を「二千二百五十円」に改め、同号のハ及びニ中「二千二百円」
を「二千五百五十円」に改め、同号のホ中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、
同号のヘ中「二千五百円」を「二千円」に改め、同号のト中「五千五十円」を
「四千六百五十円」に改め、同号のチ中「四千七百五十円」を「四千六百円」
に改め、同表第四百六十四号の二中「大型自動車第二種免許」の下に「中
自動車第二種免許」を加え、「二万二千五百円」を「二万二千四百五十円」に
改め、同号のイ中「四千七百五十円」を「四千六百円」に改め、同号のロ中
「八千二百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同号のハ中「三千三百円」
を「三千二百円」に改め、同号のニ中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」
に改め、同号のホ中「一万五千五百円」を「二万五千八百円」に改め、同表
第四百六十五号の次に次の一号を加える。

<p>四百六十五の二 道路 交通法第九十九条の 三第四項第一号イの 規定に基づく大型自 動車免許又は中型自 動車免許に係る教習 指導員の審査</p>	<p>大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る教 習指導員の審査を受け ようとする者</p>	<p>大型自動車免 許又は中型自 動車免許教習 指導員審査手 数料</p>	<p>一万五千六百五 十円。ただし、 次に掲げる者に あつては、一万 五千六百五十円 からそれぞれ次 に定める額を減 じた金額とする。 イ 教習指導員 として必要な 自動車の運転 技能の審査を 免除される者 (トに掲げる 者を除く。) 四千四百五十 円 ロ 技能教習に 必要な教習の 技能の審査を 免除される者 (トに掲げる 者を除く。) 千三百円</p>	<p>審査申請のとき</p>
<p>ハ 学科教習に</p>				

別表第一第四百六十七号中「九千八百五十円」を「九千五百円」に改め、同号のイ中「千四百五十円」を「千三百五十円」に改め、同号のロ中「千三百五十円」を「千三百円」に改め、同号のニ及びホ中「千三百円」を「千二百五十円」を

			<p>必要な教習の技能の審査を免除される者 千二百五十円</p> <p>二 道路交通法 第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者 (チに掲げる者を除く。) 千四百五十円</p> <p>ホ 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者 (チに掲げる者を除く。) 千四百五十円</p> <p>ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 千四百円</p> <p>ト イ及びロに規定する審査のいずれをも免除される者 九千二百円</p> <p>チ ニ及びホに規定する審査のいずれをも免除される者 三千五十円</p>
--	--	--	--

円」に改め、同号のハ中「千二百円」を「千五百円」に改め、同号のト中「四千元」を「三千七百五十円」に改め、同号のチ中「二千六百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同表第四百六十七号のニ中「大型自動車第二種免許」の下に「中型自動車第二種免許」を加え、「一万二千五百五十円」を「二万三千三百円」に改め、同号のイ中「四千九百元」を「四千八百円」に改め、同号のロ中「二千五百円」を「二千円」に改め、同号のハ中「二千八百五十円」を「二千七百五十円」に改め、同号のニ中「八千九百五十円」を「九千七百五十円」に改め、同表第四百六十九号中「三千円」を「三千五百五十円」に改め、同表第四百七十五号の次に次の一号を加える。

<p>四百七十五の二 道路交通法第百八条の二 第一項第四号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施</p>	<p>大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習を受講しようとする者</p>	<p>大型自動車又は中型自動車 講習一時間につき四千七百円</p>	<p>受講申込みのとき</p>
--	--	-----------------------------------	-----------------

別表第一第四百七十八号中「第百八条の二第一項第六号」を「第百八条の二第一項第五号」に改め、同表第四百七十九号から第四百八十号の二までを次のように改める。

<p>四百七十九 道路交通法第百八条の二 第一項第六号の規定に基づく原動機付自転車の運転に関する講習の実施</p>	<p>原動機付自転車の運転に関する講習を受講しようとする者</p>	<p>原動機付自転車講習手数料 講習一時間につき千三百五十円</p>	<p>受講申込みのとき</p>
<p>四百八十 道路交通法第百八条の二 第一項第七号の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る自動車の運転に関する講習を受講しようとする者</p>	<p>大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許</p>	<p>旅客車講習手数料 講習一時間につき三千五百円</p>	<p>受講申込みのとき</p>